

平成 25 年度 活動報告

平成 26 年 4 月

短期金融市場取引活性化研究会（短取研）

目次

| | |
|---|---|
| ．平成 25 年度議題一覧 | 2 |
| ．平成 25 年度の主な検討事項 | 5 |
| 1．新日銀ネット対応について | 5 |
| 2．短期金融市場の機能向上について | 6 |
| 3．市場運営に関する日本銀行への要望事項取り纏めについて | 7 |
| 4．金融規制動向について | 8 |
| 5．その他 | 9 |
| ．付属資料 | |
| 【新日銀ネット対応について】 | |
| （資料 1-1）次世代 RTGS における市場慣行（平成 26 年 3 月版） | |
| （資料 1-2）短期社債等の即時グロス決済に関する市場慣行（平成 26 年 3 月版） | |
| （資料 1-3）新日銀ネット全面稼働開始に向けた総合運転試験への対応 | |
| 【市場運営に関する日本銀行への要望事項取り纏め】 | |
| （資料 2）平成 25 年度 市場運営に関する日本銀行への要望事項 | |
| 【その他】 | |
| （資料 3）有担保コール取引の国債担保掛目の見直しについて | |
| （資料 4）投信コール・日銀ネット備考コード一覧 | |
| 【平成 25 年度短取研メンバー】 | |
| （資料 5）平成 25 年度短取研メンバー | |

．平成 25 年度議題一覧

| | |
|--------------------------|--|
| <p>第 1 回 (4月25日)</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1．短取研概要 2．平成 24 年度 短取研検討事項取り纏め報告 3．今年度の短取研の運営について 今年度の研究・検討事項について 今年度の短取研運営に関するアンケート調査 4．新日銀ネットに関するアンケート調査結果について 5．金融規制動向について 大口信用供与等規制について |
| <p>第 2 回 (5月24日)</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1．今年度の短取研運営に関するアンケート調査結果について 2．市場運営に関する日本銀行への要望事項について |
| <p>第 3 回 (6月21日)</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1．新日銀ネット対応について 先行して市場慣行を確認しておくべき事項抽出と幹事案 新日銀ネットに関する市場慣行アンケート調査 2．短期金融市場の機能向上について 国債の決済期間の短縮化 (T+1) に関する検討 WG (第 28 回) 参加報告 3．BCP への取組みについて 日銀大阪支店での BCP 連絡会 (第 2 回) 参加報告 |
| <p>第 4 回 (7月26日)</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1．東京短期金融市場サーベイについて 2．新日銀ネット対応について 先行して市場慣行を確認しておくべき事項と見直し案 第 1 段階 総合運転試験実施手順書 3．市場運営に関する日本銀行への要望事項について 市場運営に関する日本銀行への要望事項アンケート結果 日本銀行への要望事項アンケート結果に関する意見募集 |
| <p>第 5 回 (8月23日)</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1．市場運営に関する日本銀行への要望事項について アンケート結果に関するご意見と幹事方針 2．BCP への取組方針について BCP3 市場合同訓練 事務局会合参加報告 (7/31) 3．新日銀ネット対応について 新日銀ネットの有効活用に向けた協議会 (第 1 回) 参加報告等 |

| | |
|---------------------------|---|
| <p>第 6 回 (9月20日)</p> | <p>1. 市場運営に関する日本銀行への要望事項について 2. 新日銀ネット対応について 新日銀ネットの有効活用に向けた協議会（第2回）参加報告等 ガイドライン見直しに向けての幹事案 3. 金融規制動向について 「シャドーバンキングの監視及び規制の強化に関する政策提言」</p> |
| <p>第 7 回 (10月25日)</p> | <p>1. 短期金融市場の機能向上について 国債の決済期間の短縮化（T+1）に関する検討状況報告 2. 新日銀ネット対応について 新日銀ネットの有効活用に向けた協議会（第3回）参加報告等 ガイドライン見直しに向けて 3. 金融規制動向について 「シャドーバンキングの監視及び規制の強化に関する政策提言」</p> |
| <p>第 8 回 (11月22日)</p> | <p>1. 新日銀ネット対応について 新日銀ネットの有効活用に向けた協議会（第4・5回）参加報告等 日証協ガイドラインの一部改正について 2つのガイドライン見直しに向けて 2. BCP への取組方針について 12/17（火）3市場BCP合同訓練実施に向けた確認等</p> |
| <p>第 9 回 (12月20日)</p> | <p>1. 市場運営に関する日本銀行への要望事項に対する回答について 2. 短資取引約定確認システムの利用料金について 3. 新日銀ネット対応について 新日銀ネットの有効活用に向けた協議会（第6回）参加報告等 2つのガイドライン見直しに向けて 4. 金融規制動向について FSB「証券貸借・レポ取引のシャドーバンキングリスクに対処するための政策提言」に対する全銀協コメント等</p> |
| <p>第 10 回 (1月24日)</p> | <p>1. 【報告】わが国短期金融市場の動向 東京短期金融市場サーベイ（13/8月）の結果 2. 新日銀ネット対応について 新日銀ネットの有効活用に向けた協議会（第7回）参加報告等 3. 短期金融市場の機能向上について</p> |

| | |
|---------------------------|---|
| | <p>国債の決済期間の短縮化 (T+1) に関する検討 WG (第 30 回) 参加報告</p> <p>4. 金融規制動向について</p> <p>「全銀協 TIBOR の運営見直しに関する報告書」および</p> <p>「全銀協 TIBOR 行動規範 (Code of Conduct)」の公表について</p> |
| <p>第 11 回 (2月21日)</p> | <p>1. 短資取引約定確認システムの利用料金について</p> <p>2. 有担保コール取引の国債担保掛目見直し案について</p> <p>3. 新日銀ネット対応について</p> <p>新日銀ネットの有効活用に向けた協議会 (第 8 回) 参加報告等</p> <p>新日銀ネット総合運転試験・フェーズ 2 に向けて</p> <p>4. BCP への取組方針について</p> <p>3 市場 BCP 合同訓練フォローアップ会合参加報告</p> |
| <p>第 12 回 (3月17日)</p> | <p>1. 有担保コール取引の国債担保掛目見直し案について</p> <p>2. 投信コール・日銀ネット備考欄コード一覧について</p> <p>3. 新日銀ネット対応について</p> <p>新日銀ネット RT 「フェーズ 2」 対応アンケート調査結果</p> <p>4. 「平成 25 年度 活動報告」について</p> <p>5. 来年度のオブザーバー等について</p> |

・平成 25 年度の主な検討事項

平成 25 年度においては、平成 27 年秋から平成 28 年初に予定されている新日銀ネット全面稼働開始に向けて、本研究会が作成する 2 つの市場慣行の改定や総合運転試験の事前準備等の課題に重点的に取り組んだ。

短期金融市場の機能向上については、前年度に続き、国債の決済期間の短縮化（T+1）に関する議論や BCP 体制強化に向けた検討に取り組んだ。

また、例年通り本研究会において取り纏めた『市場運営に関する日本銀行への要望事項』を提出し、日本銀行から回答を受けた。本年度から毎年実施となった日本銀行が実施する「東京短期金融市場サーベイ」についても、本研究会を通じて協力要請を行った。

更には、短期金融市場に大きな影響を及ぼす可能性がある国際的な金融規制改革に関する議論の動向、および国内金融業界のそれらへの対応状況等についても適宜報告・情報展開を行った。

1．新日銀ネット対応について

新日銀ネット対応としては、平成 25 年度当初、新日銀ネット全面稼働開始に伴う市場参加者間における確認事項について幅広くアンケート調査を実施し、その結果を整理したうえで、市場慣行にかかる事項に関しては新たな慣行の構築に向けた検討に着手した。

平成 25 年 8 月以降は、本研究会が作成する『次世代 RTGS における市場慣行』、『短期社債等の即時グロス決済に関する市場慣行』の修正・整備を視野に入れた検討を開始し、また同時に、日本証券業協会（以下、「日証協」）の「公社債の店頭取引等に関するワーキング・グループ」において本研究会の取り組みを紹介する等、日証協が作成する『国債の即時グロス決済に関するガイドライン¹』および『一般債の振替決済に関するガイドライン²』の改正に向けた検討支援等も行った。

その後、日証協と適宜協働のうえ、上述 4 つの市場慣行の平仄がとれるかたちで本研究会が作成する 2 つ市場慣行の改定を平成 26 年 3 月に実施した。

また、日本銀行主催の「新日銀ネットの有効活用に向けた協議会³」には短取研幹事が参加し、その検討状況について情報展開を行った。

平成 26 年 2 月以降は、新日銀ネット全面稼働開始に向けた総合運転試験（平成 27 年 5 月以降に実施予定）に関する検討にも着手した。

¹ 『国債の即時グロス決済に関するガイドライン（平成 25 年 12 月 10 日版）』については、日本証券業協会ホームページご参照。

（http://market.jsda.or.jp/shiraberu/saiken/kessai/rtgs/rtgs/files/131210_rtgs guideline.pdf）

² 『一般債の振替決済に関するガイドライン（平成 25 年 12 月版）』については、日本証券業協会ホームページご参照。

（http://market.jsda.or.jp/shiraberu/saiken/kessai/furikae/files/131210_ippansai guideline.pdf）

³ 日本銀行ホームページ「業務上の事務連絡」 - 「日銀ネット関連」内ご参照。

（<http://www5.boj.or.jp/bojnet/newbojnet/newnet1402d.htm>）

(1) 『次世代 RTGS における市場慣行 (平成 24 年 3 月版)』の改定

新日銀ネット全面稼働開始を見据え、『次世代 RTGS における市場慣行 (平成 24 年 3 月版)』の改定に関するアンケートを実施したうえで所要の修正を実施し、『次世代 RTGS における市場慣行 (平成 26 年 3 月版)』として、取り纏めを行った。(資料 1-1)

(2) 『短期社債等の即時グロス決済に関する市場慣行 (平成 19 年 11 月版)』の改定

新日銀ネット全面稼働開始を見据え、『短期社債等の即時グロス決済に関する市場慣行 (平成 19 年 11 月版)』の改定に関するアンケートを実施したうえで所要の修正を実施し、『短期社債等の即時グロス決済に関する市場慣行 (平成 26 年 3 月版)』として、取り纏めを行った。(資料 1-2)

(3) 新日銀ネットの有効活用に向けた協議会

平成 25 年 8 月から始まった日本銀行が事務局の掲題協議会では、わが国決済全体の安全性・効率性の一層の向上、金融市場の活性化や金融サービスの高度化等の観点からの新日銀ネットの有効活用のあり方や、その下で稼働時間を拡大する場合の「拡大幅」とその「実現時期」を検討することを主眼に議論が進められ、平成 26 年 3 月に報告書が公表された。

同協議会には短取研幹事が参加し、短取研会合において、計 9 回に亘る協議会の検討内容について情報展開および意見交換を行う等、市場参加者間での周知・理解の浸透を図った。

(4) 新日銀ネット全面稼働開始に向けた総合運転試験

平成 26 年 2 月に日本銀行より新日銀ネット全面稼働開始に向けた総合運転試験 (以下、「RT」) の実施概要⁴が公表されたことを受けて、本研究会がシナリオの企画・作成を担う短期金融市場にかかる RT「フェーズ 2」の検討に着手した。

2 月短取研会合では、短期金融市場の参加者が RT「フェーズ 2」への参加および参加回数を検討するために必要な情報を整理するためにアンケート調査を実施した。(資料 1-3)

具体的な RT「フェーズ 2」シナリオの作成は平成 26 年度より開始予定。

2. 短期金融市場の機能向上について

日証協主催の「国債の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ⁵」(以下、「決済期間短縮化 WG」)については、その短期金融市場の機能向上に資する検討内容を踏まえ、本研究会や債券現先取引等研究会との間で引き続き連携、情報共有を図った。決済期間短縮化 WG には短取研

⁴ 日本銀行ホームページ「業務上の事務連絡」-「日銀ネット関連」内ご参照。
(<http://www5.boj.or.jp/bojnet/newbojnet/newnet1402d.htm>)

⁵ 検討状況については、日本証券業協会ホームページご参照。
(http://market.jsda.or.jp/shiraberu/saiken/kessai/jgb_kentou/index.html)

幹事が参加し、WGの検討内容について情報展開を行った。

また、BCPへの取組みについては、短期金融市場の頑健性強化に向けて、一昨年度に取り纏められた本研究会の優先課題である「重要な関係先のBCPと自社のBCPの整合性確保」を目指した検討を引き続き行った。

(1) 決済期間短縮化WG

10月短取研究会では、日証協の掲題WG主査を招き、アウトライトT+1化や後決め方式GCレポ取引に関する検討状況の説明を受けるとともに意見交換を実施する等、市場参加者間での周知・更なる理解の浸透を図った。

本研究会の研究課題である有担保コールとレポ・現先取引(担保後決め方式)の位置付けの確認、コール市場をはじめとした短期金融市場への影響および市場慣行の整備等については、同WGの議論の進捗を踏まえ検討を進めることを確認した。

(2) BCPへの取組み

BCPについては、6月に日本銀行大阪支店が主催した「首都圏被災時のBCPに関する大阪連絡会」の内容や、3市場合同訓練⁶における幹事行の対応方針(大阪バックアップサイトを活用)等を広く情報展開することで、市場参加者のBCPに対する問題意識の更なる醸成を図った。

また、3市場の事務局間では、市場間の情報共有体制の整備・強化に向けた議論が進められている。本研究会の中長期的なテーマであるストリートワイド訓練の実施に向けた検討をそれらの取組みとともに進めていくことを確認した。

3. 市場運営に関する日本銀行への要望事項取り纏めについて

平成25年度においても、「市場運営に関する日本銀行への要望事項」について短取研メンバー等へのアンケート調査を実施し、その結果を踏まえて意見を集約した上で、市場取引の活性化に資する以下の3テーマ7項目から成る要望書を10月23日に日本銀行に提出した。(資料2)

その後、12月に同行より回答を受けた。

(1) オペ・担保関連

CPオペに関して

「成長基盤強化支援資金供給」に関して

証書貸付債権の日銀共通担保受戻に関して

⁶ 短期金融市場、外国為替市場および証券市場の3市場合同訓練のこと。概要については、日銀レビュー『金融市場横断的な業務継続体制の整備 - 各市場における取組みと市場間連携の強化 -』をご参照。

(http://www.boj.or.jp/research/wps_rev/rev_2010/data/rev10j15.pdf)

(2) 情報提供

申請書類等のオンライン化、諸規定等の HP 掲載可否等に関して
日本銀行が保有する国債の銘柄別残高の公表方法に関して
社債・CP の期落日と金額の公表に関して

(3) 日銀ネット関連

新日銀ネットに関して

4. 金融規制動向について

欧米発の金融危機を契機とした国際的な金融規制改革を巡る議論のうち、本邦短期金融市場に大きな影響を与え得るものについては、本研究会の特性を活かした幅広い業態への情報展開等を通じて、市場参加者の問題意識の醸成を図るとともに、市中協議等への積極的な意見提出の呼び掛けを行った。

(1) 大口信用供与等規制

4 月短取研究会合では、大口信用供与等規制の見直し⁷の内容、およびバーゼル銀行監督委員会 (BCBS) から公表された市中協議文書「大口エクスポージャーの計測と管理のための監督上の枠組み⁸」の内容について情報展開を行い、意見交換を実施した。

短取研メンバーからは、無担保コール市場における取引額減少等の影響が懸念されることから、銀行間取引の信用供与等に対する規制の適用除外を求める意見が多く見られた。

(2) 証券貸借・レポ取引に関する規制

9 月短取研究会合では、金融安定理事会 (FSB) から公表された市中協議文書「シャドーバンキングの監視と規制の強化：証券貸借・レポ取引のシャドーバンキングリスクに対処するための政策提言⁹」の内容について、また、12 月同会合では、短取研幹事が全国銀行協会 (以下、「全銀協」) 会長行の立場として参加した FSB 主催の官民会合 (於：London, 16 December 2013) における議論の概要についても報告・情報展開を行った。

また、同協議文書に関する金融庁説明会にも短取研メンバーが任意参加し、規制適用に際しての実務的な問題点等について積極的な意見交換を実施した。

⁷ 「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(平成 25 年 6 月 12 日成立、6 月 19 日公布) をご参照。

・概要 (<http://www.fsa.go.jp/common/diet/183/gaiyou.pdf>)

・説明資料 (<http://www.fsa.go.jp/common/diet/183/setsumeii.pdf>)

⁸ 原題「Supervisory framework for measuring and controlling large exposures」

(<http://www.bis.org/publ/bcbs246.pdf>)

⁹ 原題「Strengthening Oversight and Regulation of Shadow Banking - Policy Framework for Addressing Shadow Banking Risks in Securities Lending and Repos -」

(http://www.financialstabilityboard.org/publications/r_130829b.pdf)

(3) 全銀協 TIBOR の運営見直しに関する報告書¹⁰

全銀協では、LIBOR の不正操作問題や、これを受けた証券監督者国際機構 (IOSCO) 等における金融指標の信頼性・透明性の向上に向けた国際的な議論の動向等を踏まえ、全銀協 TIBOR の信頼性の維持・向上に向けた検討が進められ、平成 25 年 12 月に掲題報告書および「全銀協 TIBOR 行動規範 (Code of Conduct)」が公表された。

1 月短取研究会合では、同報告書の内容について、その検討の経緯とともに情報展開を行った。

5. その他

(1) 東京短期金融市場サーベイ¹¹について

日本銀行が実施する「東京短期金融市場サーベイ」について、平成 25 年 7 月に本研究会を通じて幅広く短期金融市場参加者に協力要請を行った。

なお、本サーベイは、平成 20 年以降隔年で実施してきたが、市場参加者のニーズを踏まえ、市場動向をよりの確に把握すること等を目的として、今回実施分より毎年実施することとなった。

(2) 有担保コール国債担保見直し (資料 3)

平成 26 年 3 月に定例の国債担保掛目見直しを実施した。掛目については、分析の結果、現行の掛目を変更しないとした幹事案が了承された。

なお、中長期的な研究課題と整理した 残存年限別の掛目の導入、 時価をベースとした担保差入については、国債の決済期間の短縮化 (T+1) に関する議論の進展状況や国際的な金融規制動向等の影響にも留意しつつ、平成 26 年度以降に随時検討することとした。

(3) 投信コール・日銀ネット備考コード一覧 (資料 4)

「投信コール・日銀ネット備考コード」について、平成 26 年 3 月に最新版への更新を行った。

本コードは、投信会社から資産管理系信託銀行経由で資金を出すコールの返金時における識別推進のため、日銀ネットの備考欄に入力するコードであり、各社の決済事務担当のバック部門等への還元・周知を行った。

以 上

¹⁰ 平成 25 年 12 月 27 日「全銀協 TIBOR の運営見直しに関する報告書」および「全銀協 TIBOR 行動規範 (Code of Conduct)」の公表について

(<http://www.zenginkyo.or.jp/news/2013/12/27103000.html>)

¹¹ 「わが国短期金融市場の動向 - 東京短期金融市場サーベイ (13/8 月) の結果 - 」

(http://www.boj.or.jp/research/brp/ron_2013/data/ron131226a.pdf)

(本頁余白)

. 付属資料

次世代 RTGS における市場慣行

< 平成 26 年 3 月版 >

短期金融市場取引活性化研究会

目次

| | |
|--------------------------------------|---|
| ．はじめに | 2 |
| ．基本的な考え方 | 2 |
| ．市場取引に関する慣行..... | 3 |
| 1 ．「当座勘定（同時決済口）」を決済口座として利用する取引 | 3 |
| （1）市場取引..... | 3 |
| （2）市場取引以外の取引 | 3 |
| 2 ．コール取引に関する慣行..... | 3 |
| （1）返金先行..... | 3 |
| （2）約定後1時間以内のスタート資金決済..... | 4 |
| （3）返金を前提とした資金放出の取扱い..... | 4 |
| （4）支払指図取消の取扱い..... | 4 |
| （5）決済口座種類相違時の取扱い | 4 |
| （6）「優先」指定の取扱い | 5 |
| （7）コール取引における「当座勘定（同時決済口）」の利用時間..... | 5 |
| （8）資金決済時刻等の確認..... | 5 |
| （9）利用する決済口座種類の特定 | 5 |
| 3 ．NCD取引に関する慣行..... | 6 |
| （1）決済時間..... | 6 |
| （2）支払指図取消の取扱い..... | 6 |
| （3）決済口座種類相違時の取扱い | 6 |
| 4 ．コール取引以外について共通の慣行 | 6 |
| （1）「優先」指定の取扱い | 6 |

. はじめに

- 日銀当預決済について、平成 13 年 1 月にそれまでの時点ネット決済から R T G S に全面移行した。その後、日本銀行は、わが国の大口資金決済全体の安全性、効率性の一段の向上を狙いとした「次世代 R T G S」プロジェクトを進め、平成 20 年 10 月には、第 1 期対応（流動性節約機能の導入と外為円決済取引の完全 R T G S 化）、平成 23 年 11 月には、第 2 期対応（大口内為取引の R T G S 化）がリリースされた。
- 本研究会においては、従来の R T G S 下のコール取引、電子 C P、N C D 等の市場慣行の取り纏めに引き続き、次世代 R T G S 後における市場慣行についても随時検討を行い、平成 19 年 3 月作成「次世代 R T G S 後の市場慣行＜暫定版＞」を始めとし、「次世代 R T G S 後の市場慣行＜平成 20 年 3 月版＞」、「次世代 R T G S における市場慣行＜平成 21 年 2 月版＞」、「次世代 R T G S における市場慣行＜平成 24 年 3 月版＞」の取り纏めを行ってきた。
- 今般、新日銀ネット稼働開始（第 1 段階：平成 26 年 1 月 6 日稼働開始、第 2 段階：平成 27 年秋～平成 28 年初）に伴い、「次世代 R T G S における市場慣行＜平成 24 年 3 月版＞」の内容について、一部改定を実施し、「次世代 R T G S における市場慣行＜平成 26 年 3 月版＞」として、取り纏めを行ったものである。
- また、本稿は、新日銀ネット第 2 段階稼働後における標準的な取引仕法を纏めたものであり、当事者間の合意に基づく本稿記載取引仕法以外での取引や市場参加者の法律上の権利を何ら制限するものではない。

. 基本的な考え方

- 「当座勘定（同時決済口）」の流動性節約機能を効果的に活用するには、広範な参加者が「当座勘定（同時決済口）」を通じて、市場取引を含めた幅広い大口資金の決済を行なうことが望ましい。
- 「当座勘定（同時決済口）」で決済する市場取引、外為円決済取引および大口内為取引の中で、市場取引は 1 件当たりの金額が比較的大きく、また決済時限についての当事者間の取り決め等があるケースも多いことから、市場取引を迅速且つ優先的に決済することが望ましい。
- R T G S の下での決済の円滑な進捗を図る（＝未決済残高の積み上がりによる決済の進捗遅延を回避する）とともに、システムの安定運行確保の観点からも、指図投入前（典型的には始業時）には、必要な流動性を予め用意しておく（「当座勘定（通常口）（*1）」から「当座勘定（同時決済口）」に所要の流動性を振替えておく）ことが適当。

（*1）正式には単に「当座勘定」であるが、混同を防ぐため、「通常口」と呼称する。

1. 市場取引に関する慣行

1. 「当座勘定（同時決済口）」を決済口座として利用する取引

(1) 市場取引

後掲「当座勘定（通常口）で決済する取引」に該当しない市場取引(*2)については、原則、「当座勘定（同時決済口）」にて決済する。

(*2)具体的には、コール取引（無担保コール、有担保コール、日中コール）、NCD取引、証券決済に関連する資金決済（短期社債、一般債券、投信、貸借マージンコール、ペアオフネットリング資金尻、店頭オプション取引プレミアム等）など。

(2) 市場取引以外の取引

市場取引以外の取引(*3)の決済についても、可能な限り「当座勘定（同時決済口）」にて決済することが望ましい。

(*3)本研究会の検討の対象範囲を越えている可能性があるが、最終的には資金繰り運営や短期金融市場取引に影響が及ぶことに鑑み、考え方を示すもの。

「当座勘定（通常口）」で決済する取引

- ・ 日本銀行、政府が相手方となる資金取引（現金の受払、金融市場調節に関する資金取引、国債の発行にかかる資金の払込、国庫金の受払、日本銀行から預り金勘定の開設を受けている外国中央銀行等にかかる資金取引等）
- ・ 手形交換所、全銀システム（内為取引の小口分）、東京金融取引所の受払尻
- ・ 逆引取引
- ・ 国債DVP代金（国債DVP同時担保受払機能の利用の有無に関わらない）
- ・ ほふりクリアリング、日本証券クリアリング機構にかかる資金取引

2. コール取引に関する慣行

(1) 返金先行

資金の取り手はコアタイム開始時刻以降直ちに可能な限りの返金（支払）を行い、遅くとも午前10時までに返金(*4)する。左記を可能とするため、支払指図の投入はコアタイム開始時刻以降直ちに可能な限り行なう。ただし、各社の都合によりコアタイム開始時刻より前に返金・支払指図を投入することを妨げない。

(*4)本慣行での決済時刻は、遅くとも決済が完了する時刻（資金受取側に着金済みとなる時限）のこと。以下同様。

(2) 約定後 1 時間以内のスタート資金決済

資金の出し手は、当日物取引の場合、約定から決済まで 1 時間以内にかつ速やかに行うこととする(*5)。

先日付物については、資金の出し手は資金決済を午前 10 時までかつ速やかに行うこととする。

上記 を可能とするため、支払指図の投入は後掲「(3) 返金を前提とした資金放出の取扱い」を除き、決済時刻までの間に可能な限り速やかに行なう。

(*5)コアタイム開始時刻より前に約定した当日物取引については、資金決済を午前 10 時までかつ速やかに行なうこととする。

(3) 返金を前提とした資金放出の取扱い

市場取引について可能な限り速やかに指図投入を行なうという原則の下で、返金を前提とした資金放出については、着金に代えて、待ち行列に返金の指図が待機した段階で指図投入する取扱いとする。待ち行列に待機することなく、即座に着金した場合は、着金後速やかに指図投入を行なう。

(4) 支払指図取消の取扱い

正しく投入された支払指図については取り消さない。ただし、先日付入力機能(*6)を使用した支払指図については、先日付入力分にかかる決済試行開始時刻までは取り消し可能とする。

待ち行列に待機する支払指図取消時には、資金受取側に連絡をする。但し、待ち行列への待機という状況に鑑み、相手先への連絡は取消の実行と同時並行的に行なうことを妨げない。尚、待機指図が取り消された場合には、仕向先、被仕向先に対しその旨通知される。

(*6)先日付入力機能の使用については、各金融機関の任意とする。

(5) 決済口座種類相違時の取扱い

決済口座種類の指図相違により「当座勘定(同時決済口)」に投入された支払指図への対応として、待ち行列待機時は前掲(4) - の取扱いとする。

上記 において着金後、或いは、同様の指図相違により「当座勘定(通常口)」に投入され着金済みとなった決済件別への対応としては、資金受取側の了承を前提として、そのまま正当に着金したものとする取扱いを可能とする。

決済口座種類については、約定項目・照合項目との扱いはしない。尚、資金支払側が決済口座種類を相違して決済指図を投入し着金済みとなった場合(上記のケース)は、「資金受取側の指定する方法」により確認を行うものとする(資金受取側の意向により確認を行わないことを含む)。

(6) 「優先」指定の取扱い

できるだけ返済の優先度合いを高めるとともに、待ち行列での待機状況の確認を容易とするため、コール取引(無担保コール、有担保コール、日中コール)を「優先」指定する(*7)。

(*7)コール取引内で更なる「優先」指定対象の絞込みは行なわない。

(7) コール取引における「当座勘定(同時決済口)」の利用時間

コール取引を決済するための「当座勘定(同時決済口)」利用時間については、日本銀行の設定する同口座利用時間と同一とする。

(8) 資金決済時刻等の確認

決済の安定性維持の観点から、約定時刻および決済時刻の確認を行う。

(9) 利用する決済口座種類の特定

当座勘定取引のコアタイム終了時刻(17時)以前を決済時刻とするコール取引において、例外的に「当座勘定(通常口)」を利用する場合はその旨確認する。

当座勘定取引のコアタイム終了時刻(17時)以降を決済時刻とするコール取引においては、事前に相手方と相対で決済口座(「当座勘定(同時決済口)」または「当座勘定(通常口)」)を確認して、資金の受渡を行う。

3．NCD取引に関する慣行

(1) 決済時間

スタート日は13時から15時までに決済を行い(以下当預時間帯決済)、エンド日は手形交換所決済(12時30分即時)もしくは、当預時間帯決済にて行なう。当預時間帯決済について、14時頃までには決済を完了させるような運用が望ましい。

尚、上記に関わらず、より早い時刻で決済を行うことを妨げない。

当預時間帯決済は「当座勘定(同時決済口)」を利用して行なう。(手形交換所決済は「当座勘定(通常口)」にて行なわれる。)

(2) 支払指図取消の取扱い

前掲コール取引に関する慣行2-(4)に準ずる。

(3) 決済口座種類相違時の取扱い

前掲コール取引に関する慣行2-(5)に準ずる。

4．コール取引以外について共通の慣行

(1) 「優先」指定の取扱い

コール取引以外の市場取引については、コール取引とは異なり恒常的な「優先」指定の対象とはしないが、決済時刻又は市場慣行遵守のため、仕向先(支払側)の判断により必要に応じ「優先」指定を行うものとする。

市場取引以外の取引(*8)についても、仕向先(支払側)の判断により都度「優先」指定することを妨げない。

(*8)本研究会の検討の対象範囲を越えている可能性があるが、最終的には資金繰り運営や短期金融市場取引に影響が及ぶことに鑑み、考え方を示すもの。

以 上

(本頁余白)

平成 15 年 3 月 編集

平成 17 年 3 月 改定

平成 19 年 11 月 改定

平成 26 年 3 月 改定

短期社債等の即時グロス決済に関する市場慣行

目次

| | |
|--|---|
| ．はじめに..... | 2 |
| ．決済の円滑化に関する市場慣行 | 3 |
| 1．短期社債の決済方法 | 3 |
| 2．決済運行帯に関する指針 | 3 |
| (1) 指針..... | 3 |
| (2) その他留意事項..... | 3 |
| 3．カットオフ・タイム等の設定 | 3 |
| (1) カットオフ・タイムの設定 | 3 |
| (2) リバーサル・タイムの設定 | 3 |
| (3) 短期社債振替システムにおけるDVP決済振替申請時限が延長された場合のカットオフ・タイムの運用 | 4 |
| 4．決済実務に関する市場参加者の行動指針..... | 4 |
| (1) 決済日前営業日までの行動指針 | 4 |
| (2) 決済日当日のカットオフ・タイムまでの行動指針..... | 5 |
| (3) 決済日当日のカットオフ・タイム後の行動指針..... | 5 |
| (4) 償還日前営業日の行動指針 | 5 |
| (5) 償還日の行動指針 | 5 |
| 5．短期社債の売買取引（現先を含む。以下「振替」という。）に係る機構決済照合システムの 利用方法..... | 5 |
| (1) スタート及び現先エンドに係る標準形（注3） | 5 |
| (2) ファンドコードの登録 | 6 |
| 6．決済円滑化に関わる留意事項（ロール・オーバー取引に関して） | 6 |
| 7．機構決済照合システム入力時の単価、決済金額の計算方式..... | 6 |
| (1) 銘柄毎残高方式による算出（募集・売買、現先に共通）..... | 6 |
| (2) 募集・売買に係る単価、決済金額の計算方式..... | 7 |
| (3) 現先に係る単価、決済金額の計算方式..... | 7 |
| ．フェイルに関する市場慣行 | 8 |
| 1．フェイルの定義..... | 8 |
| 2．フェイル解消の誠実努力義務 | 8 |
| 3．フェイルに関する市場慣行の前提 | 8 |
| 4．フェイル・コストに関する考え方 | 8 |
| 5．カットオフ・タイムの設定に係わるフェイルの取扱い..... | 8 |
| 6．フェイル状態の解消前に償還を迎えた場合等の受払い処理..... | 9 |
| ．二当事者間におけるネットィングに関する市場慣行..... | 9 |

．はじめに

- 平成15年3月31日より、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）において電子C Pの取扱いが開始され、従来の約束手形形式のC Pにおける手形現物のデリバリーに伴うリスク・コストから開放されることとなった。その後、平成18年1月には、機構の短期社債振替システムフェーズ が稼動開始となり、D V P決済の高度化、キューイング機能の提供、決済照合システムの利用等が実現し、市場参加者の利便性が向上した。
- 本研究会においては、平成14年6月に「電子C P検討ワーキング」を設置し、電子C P取扱い開始後の市場慣行の検討を行い、平成15年3月には、「短期社債等の即時グロス決済の市場慣行」を取り纏めた。また、短期社債振替システムフェーズ 稼動開始後の市場慣行についても随時検討を行い、「平成18年1月以降の取引に係る短期社債等の即時グロス決済に関する市場慣行（平成17年3月版）」、「短期社債等の即時グロス決済に関する市場慣行（平成19年11月版）」の取り纏めを行ってきた。
- 今般、新日銀ネット稼動開始（第1段階：平成26年1月6日稼動開始、第2段階：平成27年秋～平成28年初）に伴い、「短期社債等の即時グロス決済に関する市場慣行（平成19年11月版）」について、一部改定を実施し、「短期社債等の即時グロス決済に関する市場慣行（平成26年3月版）」として、取り纏めを行ったものである。
- また、本稿は、新日銀ネット第2段階稼動後における標準的な取引仕法を纏めたものであり、当事者間の合意に基づく本稿記載取引仕法以外での取引や市場参加者の法律上の権利を何ら制限するものではない。

． 決済の円滑化に関する市場慣行

1． 短期社債の決済方法

市場参加者は、決済リスク削減の観点から、当事者間で別段の合意がない限り、原則としてDVP (=Delivery versus Payment) により決済を行うものとする。

決済においては、原則、当座勘定(同時決済口)を利用することとする。

ただし、当事者間の合意により、通常口を利用することも可能とする。

2． 決済運行帯に関する指針

(1) 指針

市場参加者は、短期社債に関する決済を午前9時以降できるだけ速やかに開始し、カットオフ・タイム(注1)までに決済を完了させるものとする。決済集中時間のような特別な枠組は設けず、可能な限り速やかに決済を行うものとする。

(注1)「カットオフ・タイム」は、 ．3 を参照

決済照合システム、または機構短期社債振替システムへのデータ入力後は(資金決済に係る一部の手続を除き)STP化が実現する。よって市場参加者の対応としては、(ア)約定後のシステムへの発行・振替・抹消に係るデータ入力、(イ)資金決済時の資金渡し方による日本銀行金融ネットワークシステム(以下「日銀ネット」という。)での払込依頼手続について速やかな事務処理を行うものとする。

(2) その他留意事項

市場参加者においては、取引当事者同士が相対で決済時刻を取り決めて決済実行することも妨げるものではないが、決済の連鎖なども念頭に入れ、市場全体の決済が円滑に実施できるよう留意するものとする。

市場における短期社債等の決済状況や短期金融市場における資金流動性状況次第では、決済の運行に関する指針につき、随時検討を行うものとする。

3． カットオフ・タイム等の設定

(1) カットオフ・タイムの設定

カットオフ・タイムとは、当日の決済完了を視野に入れ、フェイル等(注2)の認識を行うため、市場参加者間で策定した決済の締め切り時刻をいう。

カットオフ・タイムは、午後3時とする。

(注2)「フェイル」は、 ．1 を参照

(2) リバーサル・タイムの設定

リバーサル・タイムとは、カットオフ・タイム時点において、取引当事者間で決済時刻延長の合意がなされた場合におけるフェイル状態の解消等を行う時間をいう。

リバーサル・タイムは、カットオフ・タイム後から短期社債振替システムにおける決済日当日のDVP決済振替申請時限までの間とする。

(3) 短期社債振替システムにおけるDVP決済振替申請時限が延長された場合のカットオフ・タイムの運用

機構が日本銀行と調整の上、当初のカットオフ・タイムの15分前までにDVP決済振替申請時限延長の通知が行われた場合には、カットオフ・タイムを自動的に繰り下げ、延長後の短期社債振替システムにおけるDVP決済振替申請時限の1時間前の時刻とする。機構から、当初のカットオフ・タイムの15分前の時刻を過ぎてDVP決済振替申請時限延長の通知が行われた場合には、市場参加者の混乱を回避するため、カットオフ・タイムを変更しないこととする。

4. 決済実務に関する市場参加者の行動指針

(1) 決済日前営業日までの行動指針

短期社債の発行に関して、決済日前営業日までに約定を締結した場合には、短期社債の受け方は発行者に対して約定後速やかに約定内容の連絡を行う。

短期社債の発行者（または発行代理人）は、上記連絡（発行代理人の場合は上記連絡を受けた発行者からの速やかな連絡）を受け次第、速やかに銘柄情報及び引受情報等を機構短期社債振替システムに入力（発行申請）する。短期社債の受け方も、機構から銘柄情報及び引受情報等の通知を受け次第、速やかにその内容の照合を実施し、約定日中に照合を完了する（遅くとも決済日前営業日までに照合を完了するように留意する）。

尚、発行申請後に内容を訂正する必要が発生した場合は、一旦通知されたISINコードの変更を回避するため、機構短期社債振替システム上可能な項目については「引受情報訂正」にて対応することとし、可能な限り「取消 新規」での対応を回避するものとする。

短期社債の振替に関して、決済日前営業日までに約定を締結した場合には、短期社債の渡し方は受け方に対して約定後速やかに約定内容（含む、ISINコード）の連絡を行う。発行約定日の振替申請については、ISINコード取得に時間を要する場合も想定される為、極力速やかな事務処理を実現すべく当事者間で努力するものとする。

短期社債の渡し方及び受け方は、当事者間で合意した照合方法により、速やかに振替に係る申請データを機構決済照合システムに入力（振替申請）し、スタートに係る約定照合・決済照合を約定日中に完了する。更に現先については、エンドに係る決済照合を約定日中に完了する。

短期社債の渡し方及び受け方は、資金決済会社を利用する場合には、発行及び振替に係る照合が完了次第、資金決済情報を速やかに資金決済会社へ連絡する。

（尚、資金決済会社が希望する場合には、機構短期社債振替システムによる資金決済情報の配信が可能）

の申請入力に際し、溜打入力機能の活用が有効であることに留意する。

また、の振替申請については、キューイング機能の活用が有効であることに留意する。

(2) 決済日当日のカットオフ・タイムまでの行動指針

決済日前営業日までに照合が完了していない短期社債の発行及び振替については、(1)に準じて、決済日当日に速やかに照合を完了させるものとする。

短期社債の受け方は、(1)により決済日前営業日までに照合が完了している場合には、午前9時以降できるだけ速やかに、また により決済日当日に照合を行う場合には、照合の完了後速やかに、日銀ネットにおいて日本銀行に対して資金払込依頼手続を行う。

短期社債の受け方及び渡し方は、非DVP決済においても、速やかに決済を実施するものとする。

カットオフ・タイム近辺に決済がずれ込む場合には、当事者間で可能な限り早い時刻にその旨を連絡する。

市場参加者は、決済を円滑に終了するため適切なリバーサル・タイムの確保が必要であることを十分に認識し、カットオフ・タイムを遵守するものとする。

(3) 決済日当日のカットオフ・タイム後の行動指針

市場参加者は、リバーサル・タイムを利用して当日の全ての決済を無事に終了するよう、当事者間で誠実に処理するものとする。

機構短期社債振替システムの運行ルールでは、DVP決済による振替申請が午後4時20分で締め切られるため、午後4時20分以降(午後4時50分まで)に振替申請を行う場合には、非DVP決済により決済を行うこととなる。

(4) 償還日前営業日の行動指針

抹消申請は原則償還日の前営業日に行うものとする。尚、申請入力に際し、キューイング機能の活用が有効であることに留意する。

(5) 償還日の行動指針

償還日の前営業日に抹消申請が完了していない場合には、償還日当日にできるだけ速やかに完了させるものとする。

償還玉の振替は原則午前中に完了させるものとする。

機構短期社債振替システムの運行ルールでは、償還玉の抹消申請が午後3時までに行われていない場合には、残額一括償還処理手続きに入る。市場参加者は、この点を十分に認識し、償還玉の処理を迅速かつ円滑に行うものとする。

5. 短期社債の売買取引(現先を含む。以下「振替」という。)に係る機構決済照合システムの利用方法

(1) スタート及び現先エンドに係る標準形(注3)

DVP決済を行う為には、機構決済照合システムを利用し決済照合を行うことが必須であり、決済照合システム利用の際のスタート及び現先エンドに係る標準形を以下の通りとする。

(注3) ネットィングの決済照合の方法等については、当事者間の合意に基づき個別対応とする。(.参照)

スタートに係る標準形

機構決済照合システムを利用した決済までの流れとして、スタート時は「約定照合 決済照合 (S S I (注 4) の利用) 資金・証券の D V P 決済」を標準形とする。

(注 4) S S I... (Standing Settlement Instruction) 標準決済条件。

S S I を利用することにより決済指図データが自動作成され、事務面での簡素化・ミス削減が可能。

現先エンドに係る標準形

(ア) 現先エンドに係る決済照合が別途必要であり、「決済照合 (S S I の利用不可) 資金・証券の D V P 決済」を標準形とする。

(イ) 現先エンドに係る決済照合 (S S I の利用不可) 手続は、手続失念を回避する為にも、スタートに係る「約定照合 決済照合 (S S I の利用) 」手続終了直後に行うことが望ましく、遅くとも約定日中に決済照合を完了する。

仮に、現先契約内容の変更等が発生した場合には、現先エンドに係る決済指図データの取消により対応する。

(2) ファンドコードの登録

S S I の利用に先立ち、ファンドコード登録が必要となるが、ファンドコード登録については、機構ルールに従う形で、投信ファンド、特金ファンド、顧問なし特金については信託銀行が行い、プロパーファンドについては各市場参加者が行うものとする。

プロパーファンドコードは極力細分化しないことが望ましい。

プロパーファンド利用者は予め自社分のファンドコード登録を行うとともに、プロパーファンド利用者同士の約定照合の際に利用するファンドコードを、当事者間で事前に決定しておく。

6 . 決済円滑化に関わる留意事項 (ロール・オーバー取引に関して)

期日の到来に伴い償還と同時に発行を行う場合や現先を繰り回す場合等のロール・オーバー取引においては、短期金融市場の返金先行ルールに則り、短期社債の発行者や現先取引のスタート時における短期社債の渡し方は資金の入金を待つことなく、速やかに返金を行う事を原則とする。

7 . 機構決済照合システム入力時の単価、決済金額の計算方式

(1) 銘柄毎残高方式による算出 (募集・売買、現先に共通)

銘柄毎残高方式による決済金額算出を行う。

(例) ある銘柄 (最低振替単位を 10 億円とする) について 100 億円の現先取引を約定した場合に、最低振替単位である 10 億円についての単価・受渡金額を算出し 10 倍する (最低振替単位方式) のではなく、最初から 100 億円について単価・受渡金額の算出 (銘柄毎残高方式) を行う。

(2) 募集・売買に係る単価、決済金額の計算方式

計算方式の考え方

- ・他の割引債の単価、決済金額と同様の計算方式とするもの。
- ・利回り 単価 決済金額 の順に計算。

具体的計算方式

(ア)単価

- ・単価 = $100 \div \{ 1 + \text{利回り}(\%) \div 100 \times (\text{決済日} \sim \text{償還日までの日数(片端)} \div 365) \}$
(決済日～償還日までの日数(片端)÷365)は小数点以下7桁未満切捨て
- ・小数点以下7桁未満切捨て

(イ)決済金額

- ・決済金額 = 単価 × 額面 ÷ 100 (円位未満切捨て)

(3) 現先に係る単価、決済金額の計算方式

計算方式の考え方

- ・現先利回り 単価 決済金額 の順に計算。

現先利回りを基に算出することにより、短期社債の渡し方及び受け方がともにその計算過程を把握できる、より透明性の高い計算方式とする。

- ・手形C P現先の計算方式とは統一しない。

市場参加者間の手形C P現先取引は、従来通り(売り手側)の計算方式に従い、短期社債計算方式との統一は行わない。

具体的計算方式

(ア) スタート単価 = $100 \div \{ 100 + \text{利回り}(\%) \times (\text{残存日数(片端)} \div 365) \} \times 100$

- ・()内は小数点以下7桁未満切捨て
 - ・スタート単価は小数点以下7桁未満切捨て
 - ・償還日が休日にあたる場合には、次の営業日までの日数に応じて残存日数を算出
- (イ) エンド単価 = スタート単価 × $(1 + \text{利回り}(\%) \div 100 \times \text{現先日数(片端)} \div 365)$
- ・()内は小数点以下13桁目まで算出(小数点以下14桁目を四捨五入)
 - ・エンド単価は小数点以下7桁目まで算出(小数点以下8桁目を切上げ、但し、小数点以下8桁目～12桁目までの数字がすべてゼロの場合には切捨て)
 - ・現先のエンド日が休日にあたる場合には、次の営業日までの日数に応じて現先日数を算出

(ウ) 現先スタート金額 = スタート単価 × 額面 ÷ 100

- ・現先スタート金額は円位未満切捨て

(エ) 現先エンド金額 = エンド単価 × 額面 ÷ 100

- ・現先エンド金額は小数点以下1桁目を切上げ、但し、小数点以下1桁目～3桁目までの数字がすべてゼロの場合には切捨て

．フェイルに関する市場慣行

1．フェイルの定義

短期社債の受け方が、その渡し方から予定されていた決済日が経過したにもかかわらず、対象となる短期社債を受け渡されていないことをいう。

2．フェイル解消の誠実努力義務

フェイルは、決して推奨すべき状態ではなく、また、フェイルの多発は取引の円滑化、市場流動性の確保という本来の目的に反することになり兼ねないことから、市場参加者はフェイルを可能な限り回避することが求められる。やむを得ずフェイルとなった場合には、取引当事者間で誠実に対応し、フェイルの早期解消に努めなければならないものとする。

3．フェイルに関する市場慣行の前提

- (1) 市場参加者は、下記のフェイル・コストに関する考え方に鑑み、フェイルとして取り扱うためには、短期社債と資金を同時に決済するDVP決済が前提となることに留意する。
- (2) フェイルの発生をもって取引の解除権を行使しないこととする。
- (3) 短期社債の受け方が資金を用意できないことにより決済未了に陥る状態は、認めないこととする。本稿に定めるフェイル以外の決済未了については、当事者間において対応することとする。

4．フェイル・コストに関する考え方

- (1) フェイルした渡し方は、本来支払いを受けるべき資金を受け方から受取ることができないため、短期社債保有のための資金調達コストを負担したり、受取るべき資金運用益を放棄することになる。
- (2) 一方、フェイルされた受け方は、決済未了により滞留する手元資金を運用することができるうえ、決済時には、それと同額の資金を渡し方に支払えば足りる。
- (3) したがって、フェイルについては特別の罰則を設けず、遅延損害金等の授受は行わないこととする。

5．カットオフ・タイムの設定に係わるフェイルの取扱い

- (1) カットオフ・タイムにおいて、短期社債振替システムによる振替口記録が終了していない取引分については、当事者間で事前の合意がある場合を除き、フェイルとして取り扱うこととする。

なお、当事者間で事前の合意がある場合であっても、短期社債振替システムのDVP決済振替申請時限までに決済の終了しなかった取引はフェイルとなることに留意する。

- (2) 市場参加者は、上記(1)の適用対象となった場合、フェイルの多発を避けるために当事者間で誠実に対応するものとする。

6. フェイル状態の解消前に償還を迎えた場合等の受払い処理

フェイル状態の解消前に償還を迎えた場合 または償還日をエンド日とする現先取引の決済が未了の状態で残額一括償還処理が行われた場合(以下「フェイル状態の解消前に償還を迎えた場合等」という。)、その時点で機構の口座簿に記録されている残高、すなわち渡し方の機構加入者口座残高について償還処理により抹消申請が行われ、償還金が渡し方に支払われることになる。

受け方は本来受取るべき償還金を渡し方に請求することとし、渡し方は対象証券に係わる原約定の精算金額を受け方から受領することを条件として、償還金を受け方に支払うこととする。

なお、フェイル状態の解消前に償還を迎えた場合等における当事者間の取引は、この受払いをもって終了したものとす。

. 二当事者間におけるネットティングに関する市場慣行

市場参加者は、機構の短期社債振替システムを活用し、原則として機構における振替とこれに対応する日本銀行での資金決済を連動処理するグロス = グロス方式により短期社債等の振替決済を行う。

ただし、当事者間の事前合意を前提として、二者間における履行期を同じくする短期社債等の引渡債務及びこれに伴う資金の支払債務がそれぞれ相互対立する形で存在する場合に、決済量圧縮等の観点からネットティングを行うことは、有効な手段の一つと考えられる。

なお、ネットティングに際しては、短期社債振替システムの仕様を理解し、決済実務におけるフィージビリティを当事者間で十分に確認した上で行う必要がある。

以 上

新日銀ネット全面稼働開始に向けた総合運転試験への対応

【短取研での確認事項】

総合運転試験（以下、「RT」とする。）は、目的に応じて、2つの段階に分けて実施予定。

まず、「フェーズ1」では、日銀ネット利用先と日本銀行との間の取引・決済に関する事務の確認・習熟を図るとともに、日銀ネット利用先間の取引・決済に利用する機能の確認を行う。シナリオ企画・作成は日本銀行（ただし、日銀ネット利用先間の取引・決済に利用する機能の確認に関しては、日本銀行からテストの実施手順は提示されない。テスト参加者間で事前に調整のうえ適宜実施する扱い）。

次に、「フェーズ2」では、短期金融市場・証券市場・外国為替市場取引の参加者または全国銀行内国為替制度の参加者である日銀ネット利用先が参加し、全面稼働開始後の市場慣行等に沿って、日銀ネット利用先間の取引・決済全体が円滑に行われることを確認する。シナリオ企画・作成は短取研、日証協、全銀協および全銀ネット。

RTは2015年5月以降に「フェーズ1」が3回、「フェーズ2」が4回に亘って実施される予定。

RTの概要書は2月末に日本銀行から公表された。また、2014年5月頃を目処に、日本銀行から日銀ネット利用先に対し、RT参加希望調査を実施する方向で検討中。

短期金融市場の参加者が短取研の企画・作成する「フェーズ2」のシナリオへの参加および参加回数を検討するために必要な情報をRT参加希望調査までに整理する。

| | 確認事項 | 幹事提案・方針 |
|-----|---------|---|
| (1) | 対象業務の範囲 | 「RTの対象業務」のうち、短取研が作成する2つの市場慣行に関連する業務は、当座勘定取引・当座勘定（同時決済口）取引関係事務、振替社債等資金同時受渡（振替社債等DVP）関係事務と整理できる。 |
| (2) | 試験内容 | 具体的な試験内容・シナリオについて平成26年度以降に検討する。 |
| (3) | 参加対象先 | 上記対象業務の範囲、また「RTの目的」に鑑み、 当座勘定（同時決済口）の開設先および開設予定先は、特段の事情がない限り、 <u>全ての先が全てのRTに参加する。</u> 当座勘定（同時決済口）を開設しない日銀当座勘定取引先のうち、市場取引参加者は、 <u>RTに少なくとも1回は参加する。</u> 日銀当座勘定決済を他の金融機関へ委託している先（生損保等）および投信委託会社については、試験実施日当日の参加は任意とする。 （決済受託金融機関および受託信託銀行は、特段の事情がない限り、個々の決済委託者または投信委託会社の試験実施日当日の参加の有無に関わらず参加する。） と整理してはどうか。 また、ここでRT「フェーズ2」が4回実施される見込みであるため、 <u>全ての先が、全てのRTに参加しなくても良いようなシナリオの検討は必要であると考えられるか（全てのRTに参加することが望ましい先を月次の取引件数や取引金額等から絞り込み、それ以外の先には1回以上の参加を求める等）。</u> |

【RT「フェーズ2」に関するアンケート調査結果】

(集計)

| | | | | |
|------|----|----|---|----|
| 幹事提案 | | | | 合計 |
| | 賛成 | 反対 | - | |
| 回答社数 | 14 | 3 | 3 | 20 |

| | | | | |
|------|----|----|---|----|
| 幹事提案 | | | | 合計 |
| | 賛成 | 反対 | - | |
| 回答社数 | 13 | 0 | 3 | 16 |

| | | | | |
|------|----|----|---|----|
| 幹事提案 | | | | 合計 |
| | 賛成 | 反対 | - | |
| 回答社数 | 13 | 0 | 2 | 15 |

| | | | | |
|------|----|----|---|----|
| 幹事提案 | | | | 合計 |
| | 賛成 | 反対 | - | |
| 回答社数 | 12 | 3 | 3 | 18 |

(ご意見等)

| | 内容 |
|----|--|
| 反対 | <ul style="list-style-type: none"> 複数回で同一事務を対象としており、例えば第4回はシナリオに応じて任意参加とすることも可能と考えます。 RT参加者の休日勤務に係る負担が大きい。全ての先が参加するRTは1回は実施すべきであるが、その他は各金融機関の任意参加とすべきである。 最低1回の参加は必須とし、各行の取引状況、RTの内容等を勘案し、参加日、参加回数は各行任意とする。 |
| 反対 | <ul style="list-style-type: none"> 当座勘定（同時決済口）を開設している先は、全てのRTに毎回臨み、フィージビリティをチェックした方が良い。 本番に近い環境でRTを実施するのが望ましいと考える。但し、フェーズ1は「日銀ネットとコンピュータ接続をしていない先」の参加を任意とするシナリオも想定可能と思われる。 |
| 賛成 | <ul style="list-style-type: none"> 幹事提案には賛成だが、必要なテスト内容に対する参加者を限定することで、取引参加者の負担を軽減できる仕組みを考えられる。 「当座勘定（同時決済口）の開設先および開設予定先は、全てのRTに参加することが望ましい」との記載が適切と考えます。短取研は議論研究の場であり、「全ての先が全てのRTに参加する」という強制的な表現は適切でないと考えます。参加の判断は原則的には参加者に委ねられるべきと思います。 |

| | |
|----|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> 第2段階稼働時は第1段階稼働時より変更点が多岐にわたることから、実際の取引に則した訓練の反復実施が有効である。 本番に近い環境でRTを実施するのが望ましいと考える。 RTは全ての先が網羅的に実施されることにより安定的な稼働が担保されるものとする。 ただし、「先日付機能」のようなオプション取引については、必ずしも機能として使用しない金融機関もあることからシナリオの作成には配慮願いたい。 口座開設の種類で区別するのではなく、想定日に実データがある先は特段の事情がない限り全てのRTに参加してもらい、実データがなくても仮想データ等を作成してすべてのRTに参加を求めるほうが良いのではないのでしょうか。 |
| 賛成 | <ul style="list-style-type: none"> 取引件数等の閾値を設けることで参加者を限定することも検討可能。但し、全てのRTに参加しなくても良い参加者が、必要なRTに参加しないことを避ける枠組みが必要。 1回~3回を必須とし、4回はそれまでに実施したシナリオのいずれかと同一内容とすることで、全参加者が全回一律参加としないという整理も可能かと考えます。 参加者を限定してしまう日程を設けてしまうことにより、目的としたテスト環境の実現が困難になることも想定される為、現段階においては、原則的にはの通り全ての先が全てのRTに参加することにより万全な環境を目指した中での訓練とすることが望ましいと思料。 ただし、訓練のシナリオ・目的次第では「全ての参加者の参加までは不要」とする選択の余地もありうる為、今後それらが具現化されていく中で、改めて検討することが相応しいと思料。 当座預金(同時決済口)の開設先および開設予定先についても、一律全ての先が全てのRTに参加するとはせず、テスト内容に応じて必要なRTに参加するという形にするのがよいかと考えます。 同時決済口利用先は、数多くの決済を毎日行っている点からも、原則全てのRTへ参加すべきと考えるが、取引頻度が少ない先等の参加回数に下限を設けることもやむを得ないと思われる。 全ての先が参加するRTは1回は実施すべきであるが、その他は各金融機関の任意参加とすべきである。 最低1回の参加は必須とし、各行の取引状況、RTの内容等を勘案し、参加日、参加回数は各行任意とする。 4回全ての参加は業務負担が大きい参加者も想像されるため、全てのRTに参加しなくても良いシナリオの検討は必要であると考え。 基本的に案に賛成ですが、同時決済口利用先における利用頻度や取引量にはかなり幅があると思われることから、の例案は検討に値すると思料。 |
| 、 | <ul style="list-style-type: none"> 当座勘定(同時決済口)を開設しない先であっても新日銀ネットに馴染む必要があるため、「RTには少なくとも1回以上参加する」とした方が良いのではないかと。 |

| | |
|-----|--|
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> • 対応としては、一律に対応するのではなく、各回毎不参加を希望する先が想定データの相手先と個別に調整を行う、という対応の方が現実的と思います。 理由として、一律に対応する場合、 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 「月次の取引件数や取引金額等から」絞り込むには相当の調査が必要 ✓ 絞り込んだ結果(各テスト日ごとの各社の参加有無)の周知徹底にはかなりの不担 ✓ また絞り込まれた(参加不要となった)ものの、あえて参加を希望する金融機関があることも考えられる など、調整に相応の負荷が考えられるためです。 • テスト日程の予備日のテスト内容次第では、参加が必要となる取引参加者に参加を促すことが必要。 • 国債関係事務・担保関係事務については、市場慣行等を決定する主体は日本証券業協会と認識しておりますが、インターバンク取引と密接に関わる業務であり、可能な範囲で、対象業務として採り上げていただきたい。 • 日本銀行のHPにも掲載されていますが決済データ準備の観点からRT「フェーズ2」実施の都度、参加者の事前公表が必要と思われます。 |
|-----|--|

以上

『市場運営に関する日本銀行への要望事項』

| 【 1 . オペ・担保関連】 | | |
|----------------|---------------------|--|
| | 要望事項 | 具体的ニーズ・背景・効果等 |
| (1) | CP オペに関して | <p>CP 買入オペスタート時において、売却対象玉と売却代金の受渡時間差の短縮をお願いしたい。</p> <p>日銀 CP 買入のオペのスタート日において、同日がエンド日となる市中での売り現先玉が当該オペに利用し易くしていただきたい。</p> <p>CP 買入オペの日本銀行からの「募入決定通知(最終)」送信は、現状 15~16 時位であるが 1 時間程度の時間短縮をお願いしたい。</p> <p>(背景・効果等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 短期社債(電子 CP)に関しては、DVP 決済が理想的であるとする。 ・ 日銀 CP 買入のオペのスタート日において、同日がエンド日となる市中での売り現先玉が当該オペに利用し易くできれば、オペの利便性向上につながる。 ・ 募入決定までの時間短縮は、CP 玉の効率的な利用につながる。 |
| (2) | 「成長基盤強化支援資金供給」に関して | <p>「成長基盤強化支援資金供給」のオペへの応札にあたり日銀ネットへの入力を行う際、画面上、小口特則については億円との表示を百万円に、米ドル特則については億円との表示を百万ドルに読み替えて入力している。新日銀ネット全面稼働開始後は、画面上で読み替えを要さない単位(百万円・百万ドル)で表示されるようにしていただきたい。</p> <p>(背景・効果等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入力事務の堅確化に資する。現状は単位読み替えによる事務ミス発生リスクがあるため、変更を希望する。 |
| (3) | 証書貸付債権の日銀共通担保受戻に関して | <p>新日銀ネット全面稼働開始後、証書貸付債権の共通担保受戻期日は最終返済期日の 7 営業日前から 3 営業日前に短縮していただきたい。</p> <p>(背景・効果等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2012 年度日銀からの回答では「新日銀ネット全面稼働開始後の取扱いについては、契約内容や担保差し入れ先のニーズ等を踏まえて、改めて検討」との回答であったことから、 |

| | | |
|--|--|---|
| | | <p>引き続き要望いたしたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> 受戻期日について、受戻期日と最終返済期日との期間が短くなることで、担保を有効活用することができるほか、受戻処理を行う時刻については、決済が集中する時間帯を避けることで、同時間帯における担保利用が可能となる。 |
|--|--|---|

| 【 2 . 情報提供 (媒体) 】 | | |
|---------------------|--------------------------------|---|
| | 要望事項 | 具体的ニーズ・背景・効果等 |
| (1) | 申請書類のオンライン化、諸規定等の HP 掲載可否等に関して | <p>「準備預金関係事務連絡先届」のオンライン化をお願いしたい。なお、オンライン化の際は、紙ベースから電子ベースに変わったことによる提出時の注意事項等についても併せて記載いただきたい。</p> <p>オペレーションに関連する事務取扱細則について、市場オンラインへの掲載にとどまらず、インターネット経由（例えばホームページ上にて確認・ダウンロードする形式として頂きたい。また、一般公開が不可ということであれば、ID パスワードで保護されたホームページ等）で取得可能とすることをご検討いただきたい。</p> <p>(背景・効果等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 事務効率化の観点から、郵送で対応中のものについては可能な範囲でのオンライン化をお願いしたい。また、規定に止まらず、細則・規則、事務手引等、幅広く HP 上への掲載をお願いしたい。 |
| (2) | 日本銀行が保有する国債の銘柄別残高の公表方法に関して | <p>公表時のファイル形式が zip 形式になっているが、EXCEL ファイルをそのままアップロードしていただきたい。加えて、データに銘柄コード（日本銀行採用の銘柄コード、ISIN コード、証券コード等）を併記していただきたい。</p> <p>(背景・効果等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市場参加者が情報収集・分析する際の利便性向上が図れる。 |

| 【 3 . 情報提供 (各種データ) 】 | | |
|------------------------|----------------------|--|
| | 要望事項 | 具体的ニーズ・背景・効果等 |
| (1) | 社債・CP の期落日と金額の公表に関して | <p>当座預金残高の先々の見込みを精緻に把握するために、日本銀行が買入を行った社債・CP の期落日と金額について、現在は前日に公表されているが、月末等に一括して公表していただきたい。(具体的なイメージとしては、長期国債・短期国債の保有銘柄が公表されているように、期日と金額</p> |

| | | |
|--|--|---|
| | | を一覧化したもの。具体的な社名等については様々なリスクがあるため不要。 (背景・効果等) ・市場参加者が情報収集・分析する際の利便性向上が図れる。 |
|--|--|---|

| 【4．日銀ネット関連】 | | |
|-------------|------------|--|
| | 要望事項 | 具体的ニーズ・背景・効果等 |
| (1) | 新日銀ネットに関して | 新日銀ネット端末の海外設置をお願いしたい。 (背景・効果等) ・海外拠点からの日銀ネット端末操作が可能となることにより、広域被災へ対応することができる。 |

以上

有担保コール取引の国債担保掛目の定例見直しについて【幹事案】

- 平成 20 年度、当研究会では有担保コール取引の国債担保掛目の見直しルールについて、年 1 回の定例見直しを原則とすること、
マーケット環境が著しく変化した場合には随時見直すこと、とした。
- 中長期的な課題である 残存年限別の掛目の導入、時価をベースとした担保差入(値洗いも含む)については、国債の決済期間の短縮化(T+1)に関する議論の進展状況や国際的な金融規制動向等の影響にも留意しつつ、来年度以降、随時検討していきたい。

以上を踏まえて、本年度は下記方針(昨年と同様)に基づき幹事見直し案を作成・提示させていただき、特段のご異論がなければ、次回 3 月会合後に見直しを実施する予定です。
 本案についてご意見等がある場合には、3月7日(金)までに幹事宛ご連絡願います。

【見直し方針】

- ✓ セグメント分けは短期国債・中期国債・長期国債・超長期国債・変動利付国債とする。
- ✓ 割引国債および固定利付国債については、イールドカーブが平行に 50bp 上昇した場合の担保割れ状況に鑑み、見直しを行う(短取研開催周期(1ヵ月)を考慮し、50bp の金利上昇バッファを想定)。
- ✓ 変動利付国債については、過去の担保割れ状況に鑑み、総合的に判断を行う。
- ✓ 過去の短取研の見直し方法を踏襲し、日証協発表の前月末基準の公社債売買参考統計値を利用し、経過利息は考慮せず、計算には単利を用いる。

【幹事見直し案】

| | | 担保価額(取引金額に対して額面で「 」%増し) | | 備考 |
|---|------------------------|-------------------------|------|------|
| | | 現行 | 見直し案 | |
| 1 | 短期国債 (国庫短期証券) | 1% | 1% | 変更なし |
| 2 | 中期国債 (2年債、5年債) | 2% | 2% | 変更なし |
| 3 | 長期国債 (10年債) | 4% | 4% | 変更なし |
| 4 | 超長期国債 (20年、30年、40年) | 10% | 10% | 変更なし |
| 5 | 変動利付国債 (15年) | 10% | 10% | 変更なし |

◇ 見直し案の根拠について（担保割れシミュレーション結果）

(1)短期国債

50bp 金利上昇した場合でも、現行の掛目であれば担保割れとなる銘柄が存在しない。担保掛目を 0.5%に引き下げた場合を想定すると、50bp の金利上昇で 1 銘柄が担保割れとなる。

以上より、現行の掛目を維持することが妥当と考える。

(2)中期国債

2 年債については、50bp 金利上昇した場合でも、現行の掛目で担保割れとなる銘柄が存在しない。担保掛目を 1.0%に引き下げた場合、50bp の金利上昇で担保割れとなる銘柄はなく、担保掛目を 0.5%に引き下げた場合に 12 銘柄が担保割れとなる。

5 年債については、50bp 金利上昇した場合に現行の掛目で担保割れとなる銘柄が 4 銘柄存在する。しかし、約 40 bp の金利上昇までは担保割れとならず、相応のバッファを有しているものと考えられる。昨年の見直し時においても 50bp の金利上昇を想定した場合に担保割れとなる銘柄が 2 銘柄存在したが特段問題は発生しなかった。

以上より、中期国債としては現行の掛目を維持することが妥当と考える。

(3)長期国債

50bp 金利上昇した場合に現行の掛目で担保割れとなる銘柄が 2 銘柄存在する。しかし、約 40bp の金利上昇まで担保割れとならず、相応のバッファを有しているものと考えられる。昨年の見直し時においても 50bp の金利上昇を想定した場合に担保割れとなる銘柄が 3 銘柄存在したが特段問題は発生しなかった。

以上より、現行の掛目を維持することが妥当と考える。

(4)超長期国債

50bp 金利上昇した場合には担保割れとなる銘柄が 1 銘柄存在する(30 年 10 回)。

しかし、昨年の見直し時は、30 年 10 回は基準日時点で担保割れとなっていたことに加え、50bp の金利上昇を想定した場合に担保割れとなる銘柄が他に 4 銘柄存在したが、特段問題は発生しなかった。

また、超長期セクターは他のセクターと比較して高い掛目を設定しており、全体としては大きなバッファを持っている銘柄が多い。

以上より、現行の掛目からの引上げは不要と考える。

(5)変動利付国債

変動利付国債の時価は、暫く担保割れ銘柄がない状況が継続している。しかし、2008 年から 2009 年にかけて多くの銘柄が担保割れとなったこと等を考慮すると現行の掛目(10%)を維持することが妥当と考える。

以 上

投信コール・日銀ネット備考欄コード一覧

| 備考コード | 会社名 | 備考コード | 会社名 |
|-------|------------------------------|-------|---|
| 601 | 野村アセットマネジメント | 661 | |
| 602 | 日興アセットマネジメント | 662 | |
| 603 | 三菱UFJ投信 | 663 | |
| 604 | 大和証券投資信託委託 | 664 | 三井住友トラスト・アセットマネジメント |
| 605 | | 665 | ラッセル・インベストメント |
| 606 | 新光投信 | 666 | |
| 607 | プラザアセットマネジメント | 667 | |
| 608 | みずほ投信投資顧問 | 668 | 朝日ライフアセットマネジメント |
| 609 | 岡三アセットマネジメント | 669 | |
| 610 | T&Dアセットマネジメント | 670 | |
| 611 | 国際投信投資顧問 | 671 | さわかみ投信 |
| 612 | 明治安田アセットマネジメント | 672 | アイエヌジー投信 |
| 613 | | 673 | |
| 614 | | 674 | 日本アジア・アセット・マネジメント(社名変更) |
| 615 | | 675 | (合併) |
| 616 | | 676 | MFSインベストメント・マネジメント |
| 617 | JPモルガン・アセット・マネジメント | 677 | |
| 618 | インベスコ投信投資顧問 | 678 | 日立投資顧問 |
| 619 | | 679 | 三井住友アセットマネジメント |
| 620 | シュローダー・インベストメント・マネジメント | 680 | スパークス・アセット・マネジメント |
| 621 | アバディーン投信投資顧問 | 681 | |
| 622 | 大和住銀投信投資顧問 | 682 | |
| 623 | | 683 | イーストスプリング・インベストメンツ |
| 624 | | 684 | ビムコ ジャパン リミテッド |
| 625 | 農林中金全共連アセットマネジメント | 685 | BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン |
| 626 | | 686 | アクサ・インベストメント・マネージャーズ |
| 627 | | 687 | フランクリン・テンブルトン・インベストメンツ |
| 628 | | 688 | MU投資顧問 |
| 629 | ニッセイアセットマネジメント | 689 | SBIアセットマネジメント |
| 630 | | 690 | ありがとう投信 |
| 631 | モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント | 691 | ばんせい投信投資顧問 |
| 632 | フィデリティ投信 | 692 | (廃業) |
| 633 | ベアリング投信投資顧問 | 693 | キャピタル・インターナショナル |
| 634 | ドイチェ・アセット・マネジメント | 694 | (廃業) |
| 635 | ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント | 695 | 匠投信投資顧問 |
| 636 | ハンダーソン・グローバル・インベスターズ・ジャパン | 696 | セゾン投信 |
| 637 | | 697 | アストマックス投信投資顧問(社名変更) |
| 638 | | * | キャピタル アセットマネジメント |
| 639 | アライアンス・バーンスタイン | * | リクソー投信 |
| 640 | パインブリッジ・インベストメンツ | * | レオス・キャピタルワークス |
| 641 | | * | シンプレクス・アセット・マネジメント |
| 642 | ピクテ投信投資顧問 | * | 日本コムジェスト |
| 643 | | * | クローバー・アセットマネジメント |
| 644 | BNPパリバ インベストメント・パートナーズ | * | 楽天投信投資顧問 |
| 645 | 損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント | * | パークレイズ投信投資顧問 |
| 646 | | * | マニュライフ・インベストメンツ・ジャパン |
| 647 | DIAMアセットマネジメント | * | ユニオン投信 |
| 648 | ブラックロック・ジャパン | * | ベイビュー・アセット・マネジメント |
| 649 | 東京海上アセットマネジメント投信 | * | コモンズ投信 |
| 650 | ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント | * | ウエルトン・インターナショナル・マネージメント・カンパニー・ピーティーイー・リミテッド |
| 651 | HSBC投信 | * | 鎌倉投信 |
| 652 | | * | 新生インベストメント・マネジメント |
| 653 | レグ・メイソン・アセット・マネジメント | * | ノーザン・トラスト・グローバル・インベストメンツ |
| 654 | ブルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン | * | ウエスタン・アセット・マネジメント |
| 655 | ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ | * | 中銀アセットマネジメント |
| 656 | | * | カレラアセットマネジメント |
| 657 | | * | ポートフォリア |
| 658 | アムンディ・ジャパン | * | GCIアセットマネジメント(追加) |
| 659 | しんきんアセットマネジメント投信 | * | ファイブスター投信投資顧問(追加) |
| 660 | | | |

*投信協会コードに備考コードとして入力不可である英字が入っているため、blankで対応
網掛け表示コードは、合併・清算等による退会に伴い、現在使用せず

ご参考: 2014年4月1日付での名称変更連絡あり

備考コード 618 インベスコ投信投資顧問 インベスコ・アセット・マネジメント

平成25年度短取研メンバー

(委員)

| 金融機関名 | 役職名 | 氏名 |
|----------------------|--------------------------------|--------|
| みずほ銀行 (4月、7~9月) | (4月)総合資金部参事役 (7~9月)資金証券部参事役 | 笠松 義人 |
| | (5、6月) 総合資金部次長 | 木村 淳一 |
| 三菱東京UFJ銀行 (10月~) | 円貨資金証券部上席調査役 | 中西 幸作 |
| 三井住友銀行 | 市場営業統括部担当次長 | 大黒 大介 |
| 千葉銀行 (~6月) | 市場営業部調査役 | 郷家 一紀 |
| 福岡銀行 (7月~) | 市場営業部副部長 | 谷川 浩二 |
| 三菱UFJ信託銀行 | 市場企画部業務企画グループグループマネージャー | 中島 是 |
| 香川銀行 | 東京事務所代理 | 金崎 勝哉 |
| 香港上海銀行 | 資金証券部チーフトレーダー | 山口 徳太郎 |
| 農林中央金庫 | 資金為替部資金市場班部長代理 | 桑原 毅 |
| 信金中央金庫 | 市場運用部円資金グループ次長 | 松本 晋一 |
| 日興アセットマネジメント | トレーディング部シニアトレーダー | 三石 健幸 |
| 大和証券 | 財務部資金課副部長 | 小池 政司 |
| 日本生命保険 | 資金証券部資金グループ資金課長 | 遠藤 寛之 |
| 三井住友海上火災保険 (~6月) | 財務企画部投資業務チーム課長 | 北嶋 加苗 |
| 日本興亜損害保険 (7月~12月) | 運用企画部開発グループ課長 | 佐宗 隆生 |
| | (1月~) 運用企画部開発グループリーダー | 市川 至 |
| ゆうちょ銀行 (~9月) | 為替資金部為替・資金グループ専門役 | 酒井 聡彦 |
| | (10月~) 為替資金部為替・資金グループ担当部長 | 鈴木 可昌 |
| 東京短資 | 営業一部営業一部長 | 高橋 雄一 |

(オブザーバー)

| 金融機関名 | 役職名 | 氏名 |
|----------------|---------------------------------|-------|
| 日本マスタートラスト信託銀行 | 資金業務部資金グループグループマネージャー | 塩原 健一 |
| 東京金融取引所 | 市場部調査室調査役 | 峰崎 昭夫 |
| 債券現先取引等研究会 | グローバル・マーケット企画部グアイズ・プレゼンター(野村証券) | 櫻井 祥文 |

(事務局)

| 金融機関名 | 役職名 | 氏名 |
|--------|-------|-------|
| 全国銀行協会 | 業務部次長 | 鶴見 誠一 |

以上